道路運送法第20条2号に基づく協議会において協議が調ったことを証する書類

『大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会』において、下記のとおり 協議が調ったことを証明します。

記

- 協議が調った年月日 令和6年12月20日
- 2. 「なにわモデル」実施に係る営業区域外旅客運送の必要性 万博開催期間中に増加が見込まれるタクシー需要に、府全体で対応していく体制の 構築が必要。そこで、府内の余裕台数を不足地域に配車することで、万博期間中の 需要増に対応する。
- 3. 対象となる地域

大阪府下全域(大阪市域交通圏、北摂交通圏、河北交通圏、河南交通圏、河南 B 交通圏、泉州交通圏、豊能郡)

4. 実施事業者

大阪府内で一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者 (ハイヤー限定事業者、福祉限定事業者を除く)

5. 実施期間

令和6年12月20日から令和7年10月31日まで ただし、実際に運行する期間、運行台数等については、需給状況等を随時確認しな がら決定する。

6. その他必要な事項

アプリ配車による事前確定運賃での実施とする。

適用する事前確定運賃算定に用いる係数は、大阪市域交通圏の係数を用いることと する。

令和6年12月20日

大阪・関西万博に向けた「なにわモデル」に関する協議会 会長 古田 正